
公益財団法人 朝鮮奨学会について

○本会の歩みと現在

朝鮮奨学会は日本で勉学している同胞学生を支援するための奨学育英機関で、120余年の歴史があります。

1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありましたが、1957年に所属団体や思想・信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

奨学会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）、大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの基本財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。奨学会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

2012年7月31日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同8月1日、「公益財団法人朝鮮奨学会」に移行しました。

○主な事業

朝鮮奨学会は、成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に奨学金を給付しています。

大学・大学院の奨学生は1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以来、延べ約3万9千名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ約5万2千名になり、その奨学事業費の総額は約178億円に達します。

奨学生を対象に講演会や国語講座、ウリマル発表会を行い、会報誌「セフルム」を通して民族の心と文化を育み、交流会や懇談会を開いて親睦をはかっています。また、大学院生の研究発表会を開催し、学術研究の奨励を行っています。

公益財団法人朝鮮奨学会定款
第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生等の奨学援護を行うとともに、学術奨励と研究助成を行い、もって有為な人材育成と国際交流に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金給付
- (2) 学生支援及び学術研究奨励
- (3) 会館の運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金給与規程

※公益財団法人移行に伴い、新しい定款に基づく「奨学金給与規程」を現在策定中です。

第1章 総 則

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第4条に基づきこの規程を定める。

（奨学生の資格）

第1条 本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮人であつて、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学（大学院を含む）に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であつて、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。
